

校内弁当販売契約書

使用許可人 県立豊見城南高等学校校長を甲とし、校内弁当販売業者を乙とし、甲乙間において、次の条項により県立豊見城南高等学校校内弁当販売許可を締結する。

契約期間は令和4年4月1日より令和5年3月31日とする。

- 第1条 甲は、その所有する敷地の一部を乙に校内弁当販売の目的をもって使用させることを約する。
- 第2条 乙は、弁当の販売について、施設の利用及び生徒の指導等、全面的に甲の指示に従うものとする。
- 第3条 乙は、食品衛生法第52条による営業許可証を受けたものでなければならない。なお、「営業許可証」の写しを提出すること。
- 第4条 甲は、乙が契約書の条項に反するなど、学校教育上又は管理運営上必要と認めた場合、契約期間中であつても契約を解除することができる。契約の解除に当たり、甲は乙に対し何の責務も負わない。
- 第5条 乙は、いつでも契約の解除を申し出ることができる。ただし、解除の日から20日前までに甲に通知しなければならない。
- 第6条 弁当販売の廃止に伴う契約解除については、甲は乙に対し事前に通告し、乙は甲に対し、その既得権の主張をしないものとする。
- 第7条 乙は、この契約から生ずる権利義務を第三者に委託又は譲渡又は担保に供してはならない。
- 第8条 乙は、弁当の製造販売に当たり安全衛生管理を徹底すること。乙の販売した弁当により食中毒等が発生した場合には、関係機関へ確実に報告する等の対応をとり、一切の責任を負うものとする。
- 第9条 乙は、自己又は自社の役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者と認められたときは、契約を解除されても異議を申し立てないものとする。
- 第10条 この契約書に定める事項に疑義が生じた場合、又は、この契約書に定めのない事項については、その都度、甲乙協議するものとする。
- 第11条 この契約の成立を証するために、本書を2通作成し、双方記名押印の上、各自その1通を保有する。
- 附 則 乙は、別に定める「弁当販売における厳守事項」を厳守しなければならない。

令和4年 月 日

(甲) 使用許可人 住 所 豊見城市字翁長 520
名 称 沖縄県立豊見城南高等学校
代表者 校長 印
連絡先 TEL : 098-850-1950 FAX : 098-850-9239

(乙) 弁当販売業者 住 所
店 名
代表者
連絡先

附 則 弁当販売における厳守事項

1. 施設の利用及び販売については、学校長の指示に従うこと。
2. 弁当製造の際は、衛生面に十分配慮し、量及び栄養のバランスを考えること。
3. 弁当には、製造年月日及び業者名を明記すること。
4. 販売場所は学校が指定する場所とする。
5. 販売時間は、昼食時間内とし、時間外の販売はしないこと。但し、学校が特別の事情と認める場合にはその限りでない。
6. 学校が指定する日時は、必ず販売を行うこと。ただし、特別な事情で販売ができない日は、前もって学校担当へ連絡すること。
7. 学校が必要に応じて、点検試食することがある。
8. 校内の美化・保健衛生上、後片付けについては徹底すること。
9. 部外者に対しては校内販売をしないこと。
10. 施設使用後は、直ちに現状に回復すること。
11. 施設を毀損したときは原型に復し、又は、その損害を賠償すること。
12. 食中毒等が発生しないように、取扱者は、安全衛生面に必要な措置を行うこと。生徒の健康、安全等に関わる重大な瑕疵等がある場合は、年度途中であっても、契約を解除することがある。
13. 契約物品以外の販売は行わないこと。変更等は、必要な調整を学校と行うこと。